

第7回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和6年1月5日（金）午後1時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第1号 農地審議 農地法第5条関係について
議案第2号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について
議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について
(農地整備計画による集積計画)
議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①第26号農業委員会だよりの掲載内容について
②農地あっせん事業について
③地域計画のアンケートについて
④利用調整会議の今後について（グループワーク）
⑤その他
- 5 その他
①情報提供
②当面の日程について
③その他

7 出席農業委員（10名）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	太田和也	唐澤 忠	伊藤良夫
城田忠志	唐澤喜廣		

8 欠席農業委員

原 聡美			
------	--	--	--

9 議事録署名委員

倉田明彦	征矢昌博
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子	事務局	鈴木達也
事務局	小町谷 悠		

伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、原聡美委員が欠席ということですが、他、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。</p> <p>ただ今から、第7回農業委員会の総会を開会いたします。</p>
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議 長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、倉田明彦委員と征矢昌博委員を指名します。</p>
事 務 局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p> <p>1件 1筆</p>
議 長	<p>報告事項①、番号5-44について、相続の届出ということになっております。質問・ご意見等ございますか。</p>
委員一同	(特になし)
議 長	<p>こちらは届出でございます。報告事項① 番号5-44について、承認いただくということよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議 長	<p>それでは、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号5-44の案件を受理と致します。</p>
事 務 局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告</p> <p>3件 3筆</p>
議 長	<p>報告事項②について、皆さんからの質問・ご意見等ございますか。</p>
委員一同	(特になし)
議 長	<p>ございませんか。私の方から、ひとつ、お聞きします。番号5-13の案件は、耕作不便・低生産性のための解約となっているようですが、酒井文代委員が次の耕作者としてこの農地を引き受けていただけるということで、よろしいのでしょうか。</p>
酒井文代委員	<p>この農地は、道路に接していないこと、また、以前から遊休農地に指定されている農地の奥になっていることで耕作しにくい形となっていて、以前から借受人の方から相談を受けていました。これからは、不耕起農業の実験場として、私が耕作放棄地の草刈りと併せて耕作していくということで</p>

議 長	所有者の方とも話をしていますので、大丈夫です。
委員一同	分かりました。宜しくお願い致します。それでは、こちらについても届出 でありますので、受理とする形でよろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
議 長	ありがとうございます。では、報告事項② 農地法第 18 条の規定による合 意解約通知について、番号 5-13 から番号 5-15 を受理とします。 報告事項は以上となります。
議 長	2 議事
議 長	議案第 1 号 農地審議 農地法第 5 条関係についてを議題と致します。
事 務 局	朗読 上程
議 長	3 件 4 筆
議 長	はい。では、議案第 1 号 番号 1 の案件について、地区担当の堀敬一委員、 補足説明がございましたらお願いいたします。
堀敬一委員	12 月 14 日に、倉田委員と譲受人の 3 人で現地確認を行いました。申請地 は周囲を宅地で囲まれております。基礎工事に必要となる物資の資材置き 場とする予定ということです。造成による切土や盛土、アスファルト舗装 はないということで、問題はないと判断いたしました。雨水については地 下浸透による敷地内処理ということです。宜しくお願い致します。
議 長	ありがとうございます。資材置き場として使用するという内容でござい ますが、ご質問等ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	それでは、この案件につきまして、可とするということでよろしいでしょ うか。
委員一同	(異議なし)
議 長	ありがとうございます。では、議案第 1 号 番号 1 の案件を可と致しま す。続いて、番号 2 について、小林美晴委員から説明をお願いします。
小林美晴委員	はい。こちらの案件については、譲渡人 [REDACTED] というこ とで農作業への従事が難しく、譲受人 [REDACTED] [REDACTED] が宅地分譲を目的にこの土地を買い取る形のような 場所、郵便局の北側で、周囲は既に宅地となり住宅が多く建っています。この農地 の北側に畑がありますが、道路を挟んでおりまして、日照などについての 影響はないということです。
議 長	3 種農地について、宅地分譲を目的とした案件で、5 区画を分譲するよう です。ご意見・ご質問等、ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ご意見等ないようでしたら、こちらの案件について、許可としてよろしい でしょうか。
委員一同	(異議なし)

議 長	はい。ありがとうございます。それでは、議案第1号 番号2については、可と致します。続いて、番号3に移ります。伊藤良夫委員からの説明をお願いします。
伊藤良夫委員	はい。こちらの農地でございますが、譲受人■■■■■■■■■■のお宅の前の農地となります。これまでは■■■■■■■■■■お借りする形で耕作されていましたが、いつまでも借りている形は望ましくないと、購入希望での相談がありました。初めは売買での契約でしたが、両者の話し合いの中で、贈与という形となりました。
議 長	はい。ありがとうございました。こちらの番号3の案件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願い致します。
征矢昌博委員	申請事由で用途が植栽用地となっておりますが、転用後の区分はどのようになるのでしょうか。
事 務 局	転用するので、農地ではなくなります。課税についてですが、税務でどのように判断し、どのような区分になるのか、また法務局で地目をどのように変更するかは不明です。■■■■■■■■■■ご自身は庭として利用したいと仰っていました。
征矢昌博委員	分かりました。
議 長	他にご意見等、ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	それでは、この番号3の案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第1号 番号3の案件について、可と致します。 続いて、議案第2号に移ります。
事 務 局	朗読 上程 26件 130筆
議 長	はい。今、事務局からの説明がありました通り、農業委員に関係する案件がございますので、先にこの案件について審議します。まず、番号5-179、番号5-203については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、城田忠志委員は審議に参加できませんので、よろしくお願い致します。では、番号5-179、番号5-203は城田委員が利用権の設定を受ける、更新の案件となります。ご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	では、番号5-179、番号5-203について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは、議案第2号 番号5-179、番号5-203の案件を可と致します。続いて、番号5-195に移ります。番号5-195については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、倉田明彦委員

<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>は審議に参加できません。よろしくお願い致します。では、番号5-195の案件について、ご質問等ございますか。 (特になし) では、番号5-195についても、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。議案第2号、27件のうちの3件について可としましたが、残りの24件についての審議に移ります。</p>
<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>農地を集約し、農業経営の管理をきちんと行っていきたいとの意向のようであります。また、その他に若干、新規の契約もございますが、全体を通じてご質問等ございますか。 (特になし) ありませんか。では、議案第2号、残りの24案件について、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。ありがとうございました。それでは先に審議した案件も含め、議案第2号 番号5-179から番号5-204、27件130筆の全てを可と致します。続きまして、議案第3号に移ります。</p>
<p>事務局 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細についてを議題と致します。 朗読 上程 2件 2筆 はい。議案第3号については、いずれも更新の案件でございますので、可とする形でよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。ありがとうございました。では、議案第3号 番号5-205、番号5-206の2案件を可と致します。 続いて、議案第4号に移ります。</p>
<p>事務局 議 長 事務局</p>	<p>議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細 農地整備計画による集積計画についてを議題と致します。 朗読 上程 2件 6筆 はい。ありがとうございました。今、事務局から議案説明がありました。関連する「遊休農地解消緊急対策事業」について、もう一度、詳しく説明をお願いできますでしょうか。 はい。この事業は、令和4年に、遊休農地解消対策事業ということで国庫事業として始まっています。令和4年度は申請がなく、2年目となります。公社が借り受けた緑区分の遊休農地について、その農地を解消した方に10アール当たり43,000円の補助金が支給されるというものになります。遊</p>

<p>議 長 事 務 局 唐木義秋委員</p>	<p>休農地の解消作業を行うのは、借受予定者となりますので、実際は公社が借受予定者に作業を委託する形となります。解消作業の実施は、公告後となります。また、幾つかの条件があり、農振農用地であること、草刈等の軽微な作業で解消可能な1号遊休農地の緑区分であること、使用貸借であることが対象となり、必ず10年以上の中間管理権の設定が必要となっています。加えて、補助金交付後の報告も必要となります。尚、所有者不明の農地は対象外となります。</p> <p>営農センターからの補助金との併用も可能なのでしょうか。</p> <p>その点も確認してみましたが、特に駄目だという制限はないようです。</p> <p>条件的な面では、どのような違いがあるのでしょうか。金額的な部分を見れば、中間管理機構の補助金制度に魅力を感じますので、南箕輪村の農業委員会としては中間管理機構の制度を推し進めるというのもひとつの方法かと思いますが。</p>
<p>酒井文代委員</p>	<p>実際に制度を利用しようとした身としての意見となりますが、いざ始めてみると、非常に手間が掛かります。条件が様々ありますし、軽微な解消作業ということなので、大きい金額での見積もりもできません。あっせん事業と同じで、借り手となる耕作者が決まっていないと駄目ですし、本当ならば11月には草刈りをしたかったのですが、間に公社が入る形で、公告後の作業となりますので、すぐに作業ができる訳でもありません。ですので、季節なども考える必要があります。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>当事者からの非常に分かりやすい説明をありがとうございました。手続きが大変だという点は、言い方は良くないかもしれませんが、事務局を含めて手順やシステムに慣れていないだけではないでしょうか。15,000円を貰って遊休農地を解消するのと、10年の縛りがあるとしても58,000円で解消するのとでは、システムさえ確立してしまえば、後者の方がメリットは高いと思います。今後も遊休農地は増えていき、調査の度に篤農家の皆さんにお願いしなければならない場面は出てきます。その際には、是非、この方法を利用していただくような形にしていくことが良いのではないかと、私の意見です。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>はい。ありがとうございました。唐木委員からはこの補助金を利用していく方向で進めていったらどうかという提案であります。</p> <p>確かに手続きに手間は掛かりますが、耕作者に補助金を多く利用していただいて遊休農地の解消ができるものなので、とても良いとは思っています。ただ、その前提として、所有者の同意が必要になります。使用貸借で10年の期間というものに納得してもらえるのかどうか。その点が一番、壁になるのではないかと考えています。やはり、土地を貸すならば賃貸借の契約にしたい、10年の期間は長いと考える方もいらっしゃると思いますので、スタートさせるためには土地の所有者の合意が必要だという点は、考慮に入れていただきたいと思っています。</p>

唐木義秋委員	遊休農地は、所有者が耕作放棄をしている、管理していないがために発生しているものです。農地の所有者には、耕作をして農地を荒らしてはいけないという責任と義務がありますので、所有者の権利を主張するのであれば、その前に責任と義務を果たしてもらおうよう働きかけることも必要ではないでしょうか。土地所有者の権利ばかりに目を向けていては、耕作放棄地が増えていくばかりで、遊休農地解消という目的が進みません。その目的を最優先に考えた時に、強権発動ではないですが、農業委員会としてどんな手が打てるのか、検討が必要なのではないのでしょうか。
議 長	この補助金の対象となる農地は、前提として農振農用地となります。農振農用地というのは、村として農業を続けていって欲しいという土地になりますので、耕作されていない土地があれば、農業委員会としてはやはり、その遊休農地を解消していくという目的のため、この補助制度を利用する手もあるのではないかと考えています。ただ、補助を受けるためには様々な条件に沿わなければならない難しさもあるという、事務局や酒井委員からのご指摘もありました。手続き面については中間管理機構の事務局も含め、慣れていない部分があるかもしれませんが、遊休農地解消のための手段のひとつとして、南箕輪村農業委員会ではこの方法も利用していくよう、進めていきたいと考えていますので、宜しくお願い致します。 それでは、議案第5号に移りたいと思います。 続きまして、議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事 務 局	朗読 上程 7件 11筆
議 長	はい。ありがとうございます。番号5-209から番号5-211については、所有者から公社への所有権設定というものですが、まず、番号5-209について、城田忠志委員、補足説明ございますか。
城田忠志委員	ありません。
議 長	はい。番号5-209は、 XXXXXXXXXX から県農業開発公社への売渡しということでございます。ご質問等、ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	では、この案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	それでは、議案第5号 番号5-209を可と致します。続いて、番号5-210について、伊藤良夫委員、補足説明ございますか。
伊藤良夫委員	ありません。
議 長	番号5-210について、ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	XXXXXXXXXX から、県農業開発公社への売渡しという内容ですが、こちらでも可としてよろしいですか。

委員一同 議 長	(異議なし) それでは、議案第5号 番号5-210を可と致します。
征矢昌博委員	続いて、番号5-211、征矢昌博委員、補足説明ございますか。
議 長	特にありませんが、先程、報告事項②にありました合意解約の案件です。
委員一同	はい。番号5-211について質問ございませんか。
議 長	(特になし)
委員一同	では、番号5-211についても可としてよろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
	はい。では、番号5-211を可と致します。
	続いて、番号5-212から番号5-215については、県農業開発公社が新たな耕作者へ所有権を移転するものですので、この4件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。ありがとうございます。議案第5号 番号5-212から番号5-215までの案件を可と致します。
	議事は以上になります。
	3 協議事項
	①第26号農業委員会だよりの掲載内容について
事務局	・令和6年3月1日発行予定の「第26号農業委員会だよりに」について、発行日までのスケジュール、規格、掲載内容などについて説明。協議を依頼。
議 長	・補足説明をする。
	・委員からの指摘、質問等は特になく、提示したスケジュールと規格、掲載内容で進めていくことで了承。
	②農地あっせん事業について
	6件 7筆
事務局	・あっせん選定調書について説明をする(会議資料P13~P26)
議 長	・補足説明をする。
	1件目の、 XXXXXXXXXX 案件ですが、こちらのハウスで何を栽培するか聞いていますか。
事務局	何を作るのかについては伺ってはいませんが、ハウスを利用したいと仰っていました。
倉田明彦委員	このハウスを解体するとなると、物凄い費用が掛かってしまいます。中島さんは認定農業者でもありますので、それなりのノウハウを持っていらっしゃると思いますし、今後のご自分の農業経営を見据えた中での取得なのではないかと、私は判断しています。
事務局	前々から、 XXXXXXXXXX ハウスを所有している XXXXXXXXXX との間で、こちらのハウスを利用したい、貸して欲しいというお話をされていたようです。倉

倉田明彦委員	<p>田委員の仰る通り、ハウスの解体には費用が掛かりますので、壊すことにお金をかけるよりはそのまま利用したいということで、[REDACTED]譲り受ける話がまとまったということになります。</p>
議 長	<p>渡りに船ではないですが、このハウスは一時代を築いた南箕輪の農業の根幹を成すような施設となっています。この施設が有効に活用できるのであれば、次代を担う農業者のひとつのモデルになるのではないかと考えていますので、素晴らしく良い話ではないかと思っています。</p>
唐木義秋委員	<p>今、倉田委員から将来を見据えたというような話がありました。[REDACTED] [REDACTED] たくさんの土地を耕作されていますけれど、[REDACTED] [REDACTED] 折角、良い施設を取得されるのですから、きちんと管理をして作物を作って貰いたいという希望があります。</p>
事 務 局	<p>次の [REDACTED] 3筆でございますが、ご質問等ありましたらお願い致します。</p>
唐木義秋委員	<p>選定の経過に「当該農地を取得して専業で農業を始める」とありますが、農業をこれから始めたいと、そういう方なのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>[REDACTED] 元々農地をお持ちで、耕作もしておられます。自分で有機農業を始めたいというお話もあり、もう少し農地を取得し、[REDACTED] [REDACTED] 専業で農業をおやりになる意向です。なので、貸しているものもありますが、元々農地はお持ちです。</p>
唐木義秋委員	<p>専業というのは、どういうことでしょうか。今までやっていたならば、拡大したいという表現になるのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>今までは、自家用で主に耕作していたようです。この話が来た時には農協の方で販売の資格を取ったと仰っていたので、専業という表現をさせていただきました。</p>
唐木義秋委員	<p>分かりました。もし初めての方ならば、農業機械があるのかなどを確認した方が良いのではないかと思います、質問した次第です。</p>
倉田明彦委員	<p>[REDACTED] 唐木委員さんが心配されていた、農業機械の倉庫があるような敷地はないのではないかと思います。</p>
事 務 局 長	<p>農業機械については、私の方でも [REDACTED] 確認させていただいています。トラクターやコンバインなど、一通りの機械は揃っているようで、ご親戚の倉庫を使っているようです。今回は自宅近くの農地を取得し、[REDACTED] [REDACTED] 専業で農業に携わるということを確認しています。</p>
議 長 委員一同	<p>次の、 [REDACTED] 3筆ですが、ご質問等ございますか。 (特になし) ・協議の結果、全ての案件で特に問題はなさそうのため、可として、あつせん事業を進めていくこととする。</p>

	(休憩 14:35 再開 14:45)
事務局	<p>③地域計画のアンケートについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域計画」策定を進めるうえで必要となる農業者へのアンケートについて、事務局案を提示し、詳細を説明。 ・農業者の意向や考え方を正確に吸い上げるため、内容や質問の文言等について、不明な部分、追加の設問項目、それらを含めた修正点について協議を依頼。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・協議の結果、委員からの意見・修正点を反映させた第2案を、再度、事務局で作成し、来月（2月8日）の総会で再協議とすることです承。
事務局	<p>④農地利用調整会議の今後について（グループワーク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年、11月30日に実施した「農地利用調整会議」について、改めて反省点などを見直し、来年度以降の会議に活かすため、グループワークによる意見集約、協議を依頼。 ・「農地利用調整会議をスムーズに行うためのアイデア」をテーマに、3班編成でそれぞれに意見を出し合い、班ごとに発表。
事務局 酒井文代委員	<p>それでは、1班から発表をお願いします。</p> <p>1班は、色々と意見はでましたが、大きくは、まず、参加者のお名前やご住所、どのような方なのかが分からない場面があったので、「参加者のデータが必要」だと感じたこと、次に、「掲載する農地の検討」、もうひとつ、「会議の方法」についても再考が必要ではないか、という3点に大きく纏めました。ひとつ目の「参加者のデータ」については、会議中に名札を貼るなどの他、参加者がどんな方なのかを事前にデータとして用意することが必要だと感じました。2番目の「農地のデータ」については、所有者の意向、耕作者の意向などについて、担当地区できちんと把握しておくことが重要なので、こちらもデータ集めが必要であるということです。3番目の「会議方法」については、村内と村外で会議の場を分ける、担当地区ごとに開催する、という意見が出ました。また、今回は認定農業者や主力で農業を担っている方の参加が少なかったため、その方々が参加しやすいよう、内容を検討していく必要があるということです。大きく3点、「人」と「農地」と「会議内容」について纏めてみました。</p>
唐澤英樹委員	<p>2班ですが、内容は1班とほぼ同じ感じですが、まず「現地確認が必要」ということを感じました。地図に載っている農地の状態を我々が十分に把握していないがために、希望者と話をする中で若干のトラブルがありましたので、事前に現地確認をしっかりとやっておく必要性を感じました。次に「参加者情報の把握」ですが、1班から意見のあった通り、村外からの参加者も結構いらっしゃいましたので、どんな方なのか、どんな農業経営</p>

	<p>をされているのか、全く把握できなかつたので、名札を付ける、名簿を用意する、などの意見がありました。それから「優先ルールの明確化」ということです。周辺農地の集約状況を把握し、誰に初めに話を持っていくのか、優先すべきことを明確にすることでスムーズに話ができる、という意見が出ていました。</p>
酒井明委員	<p>3班で出された意見ですが、他の班と同じく、「村外の農業者への対応」ということで、参加者情報を把握するために、参加者へ事前アンケートを実施したらどうかという意見が出ました。次に「調整方法優先の方針」です。調整方法やその際に優先される事項があることを、事前にしっかりと参加者へ説明することが必要かと思えます。最後は「担当地区の区分け方法」を見直して欲しいということです。2か所に分かれてしまった地区があったようなので、区分けの再考が必要ではないかと考えています。3班は、以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。各班からの発表していただきました。3班からご意見のあった、担当地区が分かれてしまうというのは、どのようなことでしょうか。</p>
菅家美果委員	<p>神子柴地区が、西側と東側で地図が別になっていて、担当エリアが両方の地図に分かれて掲載されていますので、一緒の地図になっていた方が対応しやすいかと感じました。</p>
事務局	<p>分かりました。ありがとうございました。村外の参加者が多く、本来の担い手の方たちの参加が少なかった課題について、解決策や良いアイデアはありますか。</p>
堀敬一委員	<p>認定農業者のご家族が亡くなってしまい、後を継いでおられる方に、農地利用調整会議の情報が伝わっていなかった事例がありました。来年に向けて、そのような方の掘り出しを行った方が良いのではないかと考えています。</p>
事務局	<p>現在は制限してはおりませんが、村内在住者に限定したり、飛び入りでの参加などをご遠慮いただくなどの、参加者制限を設けるといのはどうでしょうか。</p>
唐木義秋委員	<p>周りの市町村と隣接している土地は難しいのではないですか。制限するよりも、来るものは拒まずとし、ただし、ルールや優先順位があるということを確認に説明する。その点を承知した上で参加していただくという方が良いでしょう。</p>
征矢昌博委員	<p>確かに、参加者を絞ってしまうと、小さい農地は誰も手を付けなくなってしまう恐れがあります。小規模で農業をされている方でも、その小さな農地を耕作してくれるのであれば借りていただきたいという希望はあります。なので、あまり参加者を絞るといことは、しない方が良くと思っています。ただし優良農地については、購入の優先順位をしっかりと明確化し、こちらが把握しておかないと、そちらの方が問題になるかと思いま</p>

酒井文代委員	<p>すので、村外の方にも最初からその点をきちんと説明できるよう、ルールの明確化が必要かと感じています。</p>
唐木義秋委員	<p>会議の方法を見直し、本当に優先すべき人をまず優先して農地をあっせんする、地区ごとに小さく調整会議を開いてから残りの土地をオープンにするといったことも考える時期かと思っています。</p>
事務局	<p>これまでも、調整会議の前段で、地区の農業者を優先して借り手や買い手を見つける作業はしていたのではないのでしょうか。その点については機能していたと理解していました。売りたい・貸したいという農地が出た時には、南殿でも耕作して欲しい人に優先して声を掛けてきましたし、皆さんもそうされているのではないですか。</p>
酒井文代委員	<p>昨年辺りから、事務局に出された希望を、まずは地区の農業委員さんへ紹介して動いていただき、それでも耕作者が見つからない農地について、農業委員会総会やホームページでの紹介に切り替えるようにしています。</p>
堀敬一委員	<p>前回までのように、全ての農地を地図に載せて、一斉に買いたい方たちが手を付けていくということがなかった点は、今回は良かったと思います。逆に、農地が少ない分、買う気のある人たちへの対応が難しかった部分もあったかと思っています。あとは、折角、相談コーナーを設けてあるので、農地の売り買いに関係なく、主要な農業者の皆さんに積極的に声を掛ければ良かったという反省点があります。</p>
倉田明彦委員	<p>意見ということではないのですが、久保地区については、事務局からの相談もあった関係で、地区の主要農業者をお呼びし、公民館を借りて、12月22日に久保地区だけの利用調整会議を開きました。彼らが持っている情報や不満などを集めることができ有意義だったと思っています。</p>
事務局	<p>地域計画の策定を意識しながら、農地利用の調整を図ることが一番大事なのではないかと考えています。農業委員という公平の立場で、耕作者、土地所有者双方の話を真摯にお聞きし、希望を汲み上げながら、その調整を図り、売買あるいは貸借の話を進める必要があるのではないかと、それが非常に大事なのではないかという気がしています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事前に、地元の委員さんに情報をお渡しした段階での調整が大切なのだということが改めて分かりました。農地利用調整会議のあり方や進め方については、今回だけでなく、今後も、皆さんに相談をさせていただき、トラブルにならないように事前のルール説明を取り入れるなどの方策を探っていきたいと思っています。</p>
	<p>農地利用調整会議の今後についてというテーマで、それぞれの班から報告いただきましたが、事務局で纏めていただき、活かしていきたいと思しますので、宜しくお願い致します。</p>
	<p>⑤その他 ・特になし。</p>

<p>事務局 議長</p>	<p>4 その他 ①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金目標値達成について ・ 令和5年度の農業者年金の新規加入推進について、令和5年11月末日現在の数字で、南箕輪村が目標を達成したことを報告。
<p>事務局 議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補足説明をする。 ・ 力を緩めずに、対象者があれば勧めていただくよう依頼。
<p>事務局 議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度主食用米の生産数量目安値について ・ 令和6年産主食用米の生産数量目安値について、上伊那郡内、南箕輪村それぞれにおける数値資料を示し、前年度比微増となっている旨を案内。
<p>事務局 議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補足説明をする。 ・ 数値について承知おきいただくよう案内。
<p>事務局 議長</p>	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の日程について説明。 ・ 補足説明をする。 ・ 関係する日程について、各自での十分な確認を依頼。
<p>事務局 議長</p>	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会終了後に農業振興部会を開く旨で案内。 ・ 補足説明をする。
<p>議長 伊藤会長代理</p>	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p> <p>閉会 以上を持ちまして、第7回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後5時10分 終了)</p>

以上、第7回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和6年1月19日

議長 唐澤喜廣

議事録署名委員 征矢昌博

議事録署名委員 金田明彦

